

民間資金等活用事業推進委員会第30回合同部会議事概要

日 時：平成15年6月23日(月) 16:00～17:15

会 場：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、

光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、石山参事官補佐

議事概要

両ガイドラインに関し、公開意見募集による意見の提出状況の報告とその対応について、事務局より説明後、両座長よりコメント。

これに関する意見の概要は次のとおり。

- ・いただいた意見一つ一つに対する対応をそれぞれ短文でもいいから、ホームページなどでの公開といったものが必要ではないか。
- ・(事務局)事務局としては、今回の目的は、この部会で審議していただく材料を提供しているということである。対外的な対応振りの公表については、本日説明した形で対応したい。
- ・基本的に今回のガイドラインはよくできていると思うが、書き切れないというところについては、解説があった方がより親切だと思う。
- ・例えば、また内閣府でガイドラインを説明する会を開くなど、何らかの説明の手法があるのではないか。
- ・(事務局)ご指摘のとおり、今日ガイドラインをとりまとめいただければ、今後いろいろなところで説明会を開く予定。頂いたご意見のうち、誤解や疑問については、その際に明示的に説明するなどの対応ができる。
- ・ガイドラインの解釈についていくつか確認をさせていただきたい。一つは、27～28ページのVE提案のところだが、「7.選定事業者によるVE提案」の一番最後に「10分の5に相当する金額(「VE管理費」という。)を削減しないこととする取り決めも考えられる」とあるが、ここはすべて半分は官民で分けるというのではなく、場合によっては幅があるということでしょうか。

次に、99～100ページの「5.法令変更による増加費用の分担」あるいは「6.法令変更による費用低減の享受」。これは、増えたり減ったり内容によって変わることであると思うが、多くはこういうことが通例であるという理解でよいか。

次に、46ページの「4.通常避けることのできない理由による損害」について、通常避けることのできない理由とは一体何か明確にして欲しいという希望もあるようだが、ここはいろいろな事例の積み重ねの上で、今後明らかになっていくという理解でよいか。

あと1つ、21ページ「2. 許認可取得の責任分担」のところの最初の段落に「許認可取得の責任と費用負担の義務が選定事業者にあることを規定することにより」とあるが、ここの解釈は、許認可取得の責任分担は選定事業者側にあるということか。

- ・（事務局）28ページのVE提案のところだが、「例えば」と書いてあるように、幅があるということである。

100ページについても、今までの通例としてはこういう扱いだということで、ほかの税目が新設された場合は、その内容によって変わる可能性はある。

46ページについては、上から3行目のところに「建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下」と例示している。

21ページについては、許認可の責任分担は、基本的には選定事業者にあるということが議論の出発点だ。PFIの手法として、まずは事業者が必要な許認可を取得することが基本であることを明示しようとしている。

- ・おっしゃるとおりで、このような表現でよいと思うが、現実には廃棄物等について、民間事業者に移った場合に、許認可事項になってしまうというケースもある。そういう場合に、そのリスクがコストに上乗せされることが発生しうる前提で書かれているということではどうか。

- ・（事務局）ご指摘の通り。

- ・27ページの契約後VEというのは、実際にどういう形でやるのか解説していただきたい。

- ・（事務局）当初に募集する段階で、この部分については契約後に提案を求めますということであらかじめ明示をして、その部分については提案を求めるということになるということである。

- ・契約後にVEを求める意味が、少しわかりにくいので、説明していただいた方がよいと感じる。

- ・ここのところは多少混乱があると思う。ここの流れは、提案時点でのVEが契約後VEにオーバーラップしてしまっているように読めるため、多少混乱があると思う。

- ・大体わかった。ちょっとわかりにくいと思うので、わかりやすく書いていただいた方がよい。

- ・（事務局）ここの書き方については、公開意見募集で意見をいただき、この「しかしながら」の後は、すべて契約後VEの話だという意味で「(契約後VE)」と入れて、修文している。

- ・分かった。

- ・（西野部会長）この議論はここで終わりにしたい。

公開意見募集によっていただいたご意見は、いずれも示唆に富む貴重なものであるが、今回のガイドラインのとりまとめに当たっては、本日の案をもって、部会の審議の取りまとめ結果として、委員会に提出することによろしいか。

（「異議なし」と声あり）

「入札プロセスに関する研究」と「公の施設と公物管理に関する研究」について、事務局より説明後、アドバイザーを務めた西野部会長、小幡委員よりコメント。
これに対する意見の概要は以下の通り。

- ・ 2つの研究については、経団連と日本プロジェクト産業協議会で内容を検討し、コメントを用意した。これを私からのコメントとしてお伝えしたい。

全体論としては、両研究とも細かい法令的なことも含めて精査していただき、大変参考になるということで評価している。

ただし、公物管理に関しては、占用許可期間と事業期間の不一致について、正当な理由なく期間更新の許可を拒否されることはないであろうなどということ、事業の推進上の障害とは基本的にならないだろうと30ページのところに書かれてあるが、産業界としては、やはり契約上できちっと整合性のある契約に基づいて事業を進めるというPFIの趣旨からすると、占用許可期間と事業期間に齟齬があるままでということは、問題がある。特にファイナンスについては、解除される可能性ありという認識を取られざるを得ないということもあって、非常に重大な問題であろうと認識している。

これだけでなく、幾つかあるが、そういったものを契約という観点から、きちんと整理していくということが大事であろうということ産業界としては非常に強く感じている。

もう一つ、入札プロセスに関する研究については、これと関連して、先日発表されている関係省庁連絡会議幹事会の申合せということで、特に経団連が以前から契約協議の重要性、PFIにおける協議の重要性ということ盛んに申してきたが、それを一步前進させるという意味で、評価している。現状のガイドラインの記述とは、この部分が多少違っているようなこともあるので、この点について、当面はガイドラインの記述の整合性をとるアクションをお願いしたい。最終的には、よりPFIに合致したような法令で明解にしてほしい。

- ・ 中間報告の位置づけは、議論の前提になる勉強の材料という認識でいる。公物管理については、管理の対象の資産の管理をどこまで民間に任せ得るのかという点は、これまで議論されていなかった。したがって、現状を確認した上で、今後どう改善するか、あるいはどういう提案をするか、委員会にとっては将来の検討課題と思ってよい。
- ・ (事務局) これら報告は、現行の法令の内容や制度の運用などに関し、関係省庁への照会結果を踏まえつつ、事務局として一定の整理を行ったもの。当部会などでの検討の際に参考に供されるという整理である。
- ・ (西野部会長) 本日の議事は以上で終了する。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680・9681